

法務委員會議録 第五十号

昭和二十七年五月十三日(火曜日)

午後零時十四分開議

出席委員

委員長 佐藤 昌三君

理事 鍛冶 良作君 理事 田嶋 好文君

理事 山口 好一君

安部 俊吾君

北川 定務君

花村 四郎君

松本 弘君

大西 正男君

田万 廣文君

田中 義平君

世耕 弘一君

出席國務大臣

法務總裁 木村龍太郎君

出席政府委員

法務政務次官 龍野直一郎君

刑政長官 清原 邦一君

檢察(特別) 吉河 光貞君

檢察(特別) 關 之君

檢察(特別) 關 之君

委員外の出席者

専門員 村 教三君

専門員 小本 貞一君

五月十二日

住民登録法実施経費全額国庫負担に
関する陳情書(福知山市議會議長奥
田慶三)(第一七三〇号)

破壊活動防止法案反対の陳情書外二
件(富士紡績労働組合委員長島田影
章外二名)(第一七三二号)

同(新潟県教職員組合長岡支部太田
徹郎外六十六名)(第一七三三二号)

第一類第四号 法務委員會議録第五十号

昭和二十七年五月十三日

同(西日本重工業労働組合下関造船
支部長岡弘美)(第一七三三三号)

破壊活動防止法案に関する陳情書
(日本弁護士協合理事長深作貞治)
(第一七三四号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

破壊活動防止法案(内閣提出第一七
〇号)

公安調査庁設置法案(内閣提出第一
七一七号)

公安審査委員会設置法案(内閣提出
第一七二二号)

〇佐藤委員長 これより会議を開きま
す。

〇佐藤委員長 これより会議を開きま
す。

破壊活動防止法案、公安調査庁設置
法案、公安審査委員会設置法案、以上
三案を一括議題として質疑を継続いた
します。

〇鍛冶委員 二十一条に関するいわゆ
る公安審査委員会の審査方法につい
て、政府委員の方で昨日の私に對する
答弁に補足したい点があるというお話
ですから、まずその点について承つて
おきます。

〇關政府委員 この法案の建前におき
まして、第二十一条におきまして公安
審査委員会は決定をなすには「公安調
査庁長官が提出した処分請求書、証拠
及び調書並びに当該団体が提出した意
見書につき審査を行い」というふう
になつてゐるのであります。原則とし
ては書面審査により、審査委員会は新
たな証拠調べを行わないことに相なつ

てゐるわけでありまして。しかし委員会
におきましては請求書、証拠、調書並び
に当該団体が提出した意見書等につき
まして十分説明は求め得るものと考え
てゐるわけでありまして。これらの点は
必要があるものと認めますならば、請求書、
証拠、調書並びに意見書の内容につき
まして、公安調査庁の職員あるいは当
該団体の審理に立ち会つた者及びその
他の者に説明を求めて十分説明し、内
容の意味その他について納得の行くま
でこれを聞いて審査を行う、かような
ことはもちろんこの二十一条の規定の
上から見てできるものであると私も
は考えておりました。それらの点はル
ールにおいて詳細に規定したしたいと
考へてゐるわけでありまして。そういう
ふうにしたしまして、証拠、意見書等
の内容について当事者の弁解を聞き内
容を明らかにして、そうして審査を公
正、的確にいたすことができるもので
ある、かように考へてゐるわけであり
ます。

〇鍛冶委員 それはまことにけつこう
だと思ひますが、その際それじやこ
れにつけ加えてこのことはどうかとい
うので、それ以外のことをその場合に
証言といふか参考意見として聞けば、
それは違法でありますか、さうな
ことも当然のことでありませんか。

〇關政府委員 委員会におきまして
は、請求書と証拠と調書及び当該団体
が提出した意見書に基きまして説明を
求め得るのでありますから、それに関
連することでありますならば、もち

ろん説明を求めることができると思ふ
のであります。

〇鍛冶委員 さらに進んで公安審査委
員会についてありますが、この法案
の第十四条を見ますと、「委員会の庶
務は、法務総裁官房においてつかさど
る。」となつておられます。これは審査委
員会としては事務はほとんどないから
官房で手のすいた者にやらせるといふ
意味でありますか、それとも官房の
うちにこれに関する特別の事務員を置
こうという考へでありますか。

〇關政府委員 審査委員会の庶務を法
務総裁官房においてつかさどるといふ
規定をかような形式において設けまし
たのは、委員会の事務は請求がある場
合に生ずると考へられるのでありま
す。従ひまして日常におきましては業
務としてそれは大きなものはないと
判断いたしました結果、法務総裁の官
房に数名の特別の係員を置いて、それ
は日常におきましては他の事務を扱
い、同時にまたこれも扱い、こちらか
ら請求がありましたら委員会の事務が繁
忙になりましたらもつぱらその事務を
扱う、こういうふうによつて職員の公
務の執行におきまして適切妥當を期し
たい、かように考へましてこの規定を
置いた次第であります。

〇鍛冶委員 その際私の開きたいの
は、現在のままでいいのか、増員の必
要はないのかということですが。

〇關政府委員 官房の職員を増員せず
に行いたいと思つておられるわけであ
ります。それは官房にも相当の人員があ

わけでありまして、繁閑に
じてこの事務を扱う者を増加し、あるい
は減少して、しかるべく扱つて行きた
い、かように思つておられるわけであ
ります。

〇鍛冶委員 次いで、公安調査庁にお
ける人員の問題であります。これは
附則の第四項に入つておられるのですか、
この人員を現在幾ら置いて、これがで
きれば幾ら置いて、現在より幾らふえ
る予定になつておられますか、その点を
伺いたしたいと思います。

〇關政府委員 お答え申し上げます。
職員の点につきましては、附則の四項
に定めてあるわけでございます。公安
調査庁設置法案の第十一ページの4
としてあるところに記載してございま
す。現在特別審査局の職員は、総数千
百四十五人あるわけでありまして、それ
で四項にある通り、行政機関職員定員
法第二條第一項の表法務府の項中四万
二千三百四十二人を四万一千九百七十
七人に、これは落すわけでありまして、こ
れは千四百四十五を引いた数字がこれに
當るわけでありまして。次に今度は外局
として、公安調査庁を設置いたして、
そこに千四百四十五と新たに五百六十
七、総計千七百七十二人というものが公
安調査庁の職員に相なるわけでありま
す。そこで第二項の法務府の項中の司
法試験管理委員会何人かをこのよう
に改めまして、そして公安調査庁のも
とに千七百七十二人としてあります
が、これがいわゆる千四百四十五人と五
百六十七人とは加えたものでありまし

て、そうして法務府の項中こういふうに四万三千四百八十八人を四万四千五百五十人に改める、かような操作をいたしまして、規定を設けた次第であります。

○鑑査委員 そこで突き進んで承りたことは、昨日私が質問しましたように、かりに公安審査委員会において必要がある場合に、必要のある証拠、参考等を取調べる事ができるという事になれば、公安審査委員会に特に人をふやさなければならぬ必要があるとお認めになりますか、それとも官房なり、または公安調査庁の人員でこれをまかなうことができると思われぬことを問うので、はなはだ無理かもしれませんが、いかがでしょうか。

○關政府委員 お答えいたします。お尋ねの点につきましては、委員長と委員が四人で、合計五人になるわけでありまして、その事務を補佐せしめる意味におきまして、委員補佐三人を置いてあるわけでありまして、この委員補佐はもつぱら委員をお助けいたしまして、そういう調査の事務を専従させるので、相当の法律家をこれに当てたいと思つておるわけでありまして、そこで審査の調査関係の事務、第一次的な準備的な事務は、この委員補佐の三人がやつていただくことになつておるわけでありまして、その他の、たとえばタイプを打つことであるとか、あるいは事件の受理をいたすとかいふような事務は、ごく事務的なものでありますから、これを官房において、官房の中の人の差繰りによりまして、事務がふえればその人員を相当増すとかいふような操作で十分にまかなつて行けるのでは

ないか、かように考えておるわけでありまして。特に今申し上げたように、この委員会に委員補佐三人を置きましてのは、もつぱら調査の公正完璧を期したい、かような意味で、その前に第一次的な準備的な調べるをいたしたい、かように考えておるわけでありまして、委員補佐を置いていたわけでありまして。

○鑑査委員 そうでなく、私の聞きたのは、必要な程度で証拠等を調べるという事になりますと、今の考えでは、やはりそんなことはあつても大したことではないし、この人員で今の通りのことでもやつて行けるか、これは無理な質問かもしれませんが、証拠調べるに必要の程度でやるとすれば、人がいるんだ、こう思われるか、それともそのくらいなことなら大したことないと思われるか、こういうことなのです。

○關政府委員 この法案の立て方といつたしましては、大体五人の委員と委員補佐三人で十分にまかない得るものと思つておるわけでありまして、新たな証拠調べるはしない、しかし積明は求める、その積明はその五人の委員の方と三人の委員補佐によつてまかない得ることであらうと考えておるわけでありまして。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。この法案に規定してないような特別な証拠調べるをこの委員会がやりになると思つたしまして、委員会として、若干の職員を必要とするものと考えておるわけでありまして。

○鑑査委員 そこでもしそういうことになりましてすれば、この公安調査庁における千七百十二人というものは、これは絶対減らされぬものですか、ま

た少しは繰りまわしてもよいものでしょうか。

○吉河政府委員 公安調査庁の職員は必要最小限度ぎり／＼な繰でございませうけれども、な若干の差繰りは可能かと考えております。

○鑑査委員 いや方向をかえまして、本法の逐条審議に入りたいと思ひます。第六条でございしますが、解散の指定、これはきのうも問題になつたのであります、これを讀んでみますと、第六條によつてただちに解散するものではないようでありまして、第六條によつて起る効力は、第七條及び第八條の効力が発生するもので、ほんとうに解散するというのは第九條だろふと思ふのであります。しかるにここで解散の指定という題目で、しかも本文の中に「解散の指定を行うことができる。」こうなりましますと、非常に惑いやすいのですが、私の申すことが間違ひであるのか、それともこの文字は不適当であるのか、その点を承つておきたいと思ひます。

○吉河政府委員 御質問の通りでございまして、「解散の指定」という言葉は、必ずしも六條によつて行われる処分の内容とは完全に符号しない点があるのではなからうか。特に法人解散の解散とはまた意味を異にするようになつておる次第でございまして。

○鑑査委員 さらにこの規定で、「且つ、第四條第一項の処分によつては、そのおそれを有効に除去することができな」と認められる場合に限る。こうなつておる。ここで疑問に思ひまするのは、まず第六條の指定をするには、第四條第一項の処分をやつた後でなければやれないという御趣旨なのか、そ

れとも何か疎明とか証明によつて第四條第一項の処分ではないかぬのだから、一足飛びに第六條をやるのだ、こういうお考えなのか。これは非常に大事なところでありまして、これでは不明確でありましますから、明確にしておいてもらいたいと思ひます。

○關政府委員 お答えいたします。第六條の一号と二号との破壊活動に関する限りは、両方いづれでもできるという事に相なるわけでありまして。但し、いづれでもできるわけでありまして、が、まず第四條第一項の制限的規制を、それをまず考える、それでどうしてこの団体に対してはこの制限規制では破壊活動をやる可能性を十分に除去することができない、かように資料によつて認められますならば、第六條でもできる、かような立て方になつておるわけでありまして。次に第六條の第三号であります、これはこの破壊活動の中から一号と二号を差引いた残りの活動であります。この活動はたとえて申し上げますならば、第二号に掲げてある行為の予備、陰謀、それから破壊活動、ただそれだけにどまるような破壊的活動をなしたというような団体につきましては、いきなり解散はしない。まず第四條第一項の処分をいたしまして、さらにその団体が団体の活動として、暴力主義的破壊活動をやつた、その場合に六條の解散処分をいたす、かように考えておるわけでありまして。それはこれらの破壊活動の内容容に、やはり軽重があるわけでありましますからして、軽いものについては、いきなりは解散はしないという考え方をとつておるわけでありまして。

○鑑査委員 この第六條第一号の、こ

れが一足飛びにでもできるのだ、証明さえあればいいのだという今のお言葉のようであります。そうしてみると、第三号の「第四條第一項の処分を受け、さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行った団体」これはいかにいふことになりはしないか、こういうことがなくてはならないのだから。これで疑問が起つて来たのです。第四條第一項の処分を受けて、それでも聞かぬのでやる、こういうことが第三号に出て来るわけですから。ところが前の方では、そんなことはなくてもやれるという事になつて、同立しないように思ひますが、この点を明確にしておきたい。

○關政府委員 お答えいたします。この法案で規定しております暴力主義的破壊活動の中には、第三條第一項に掲げられるように、いろ／＼の種類があるわけでありまして、その中には現実の準備、陰謀、教唆、扇動というやうな行為を行つたもの、あるいはその予備、陰謀、教唆、扇動というやうな行為を行つたもの、ここに書いてあるやうに、一号の方は、第三條第一項第一号に掲げるすべての行為をあけておるわけでありまして。第二号の方は、第三條第一項第二号のイからミまでの実害的な行為、暴力主義的破壊活動を行ひ、もしくはその実行に着手したもので、こういうやうな実害行為に準ずるやうな危険な団体の行為を取上げておるのでありまして、それ以外のたとえれば、予備、陰謀、教唆、扇動にとどまる——二号の関係においてとどまるやうなものは、そのこと自体にいきなり解散まで行くのは、少し酷に失するから、そのやうな行為については第四條

第一項の処分を一応しなければいけ
ない。そうしてそれにもかかわらず、な
おかつやつたという場合に六条の解散
処分をする、かような立て方にいたし
てあるわけでありまして、三号にいき
なり第四條第一項の処分を受けたとい
うふうに書いてある点は、やや御理解
がしにくいように思いますが、それは
要するに第四條第一項の処分を受ける
というの、一号と二号とを差引いた
あとの破壊活動についてというふう
にお読みいただければわかるのであり
ます。

○**鑑査委員** どうも私には納得行きま
せん。「第四條第一項の処分によつて
は、そのおそれを有効に除去すること
ができない」と認められる場合に限り、
これはよろしいのですが、そう言いな
がら、第三号を讀んでみますと、
「第四條第一項の処分を受け、さらに団
体の活動として暴力主義的破壊活動
を行つた団体」こうありますから、第
四條の第一項の処分を受けたものであ
ればやれるというのではわかりませ
ん。これだけで済むわけでは、だからこ
れだけ讀んでみると、第四條第一項の
処分をしなかつたならこつちへ行かれ
ないのだ、こゝろ解釈せざるを得ない。
ところがこつちへ来てどうだとい
う、これはなくてもやれるのだとい
うことになりまして、どうも両立しない
ことになりように思ひます。これは大
事なところですから詳しく御説明願ひ
たい。

○**關政府委員** いま一度説明を補足し
て申し上げたいと思ひます。第六條の
一号と二号との暴力主義的破壊活動が
ここにあるわけでありまして、これは第
三條の第二号の單に予備、陰謀、教唆、

扇動にとどまる行為は除いた行為であ
りまして、そうしてこれらの行為につ
きましては、第四條の処分で行きます
れば、また第六條の処分の請求の原因
にもなるわけでありまして、これは一
号、二号に掲げてありますから、四條と六
條との両方の要件に該当するわけであ
ります。該當はいたしますが、その運
用をいたしましては、まず第四條で行
くように考えなければならぬ。四條
でどうもこの制限処分では十分団体の
危険性は除去できないという場合には
初めて六條を使ひ、こゝろの四條と六
條との關係であります。ところが
今六條の一号、二号以外の、これは大
体のところは第三條の一項の二号に
に當る行為になるわけでありまして、た
だ予備または教唆、扇動だけににとど
つたというふうな行為につきまして
は、いきなり解散まで行くのは、その
行為の危険性から見て、少し団体に對
して酷な待遇になるから、それだけの
行為については、まず六條処分は絶対
にできない。まず四條の処分をして、
さらにその後その団体が暴力主義的破
壊活動を行つた場合にできる。これは
文章の上から見ますと、仰せの通りあ
るいはもう少し説明を加えた方がい
かと思ひますが、仰せの通り、四條の各
号の行為、そうして六條の一、二、三の
各号の行為を解釈いたしますと、さ
うなことに相なります。またさうな
つもりで、こゝへ書いたものでござい
ます。

○**鑑査委員** それでは一号、二号の行
為を除いたものについてはということ
ですね。
○**關政府委員** そういうことになりま
す。

○**鑑査委員** 次に第七條であります
が、これはこの間もだれか問題にして
おつたと思ひますが、「前條の処分が効
力を生じた後は、当該処分の原因とな
つた暴力主義的破壊活動が行われた日
以後、当該団体の役員又は構成員で
あつた者は、当該団体のためにするい
かなる行為もしてはならない。」これ
で、当該団体のためにする行為は一
切禁止されますが、当該団体以外の
行為はやつてもよろしいのですか。も
つと突き進んで申しますと、当該団体
にあらざる破壊活動団体へ入つてもよ
ろしいように聞えるのですが、それで
は本法の目的は達せられぬと思ひま
すが、その点は明瞭にしておかなけれ
ばならぬ点だと思ひます。

○**吉河政府委員** お答えいたします。
この法案で規定しております破壊活
動に對する規制処分は、個別的な団体
を特定いたしまして、その
団体に對し、必要最小限の規
制をかけるという立て方になっており
ます。たとえば、たゞいま御質問の上
に当該団体の役員、構成員は、直
接その団体のためにする行為はするこ
とができない。しかし処分を受けた、
規制を受けた団体とは關係のない他の
団体に入りまして、獨立して別個の活
動をすることは、規制の効果が及ばな
いという立て方になっておるのであり
ます。

○**鑑査委員** たとえば地方地区委員会
が指定されました。その職員が地方地
区委員会の行為はできません。そうす
ると、今度は中央本部の中へ入つて、
もつと大きい仕事をしてもいいという
ように聞えますが、それらはどうい
うことになりますか。

○**吉河政府委員** まことに御質問の通
りでございまして。たゞいま御質問に
なりましたのは、一つの団体の下部組
織だけが取上げられて、破壊団体と認
定されまして、これに規制が加えられ
た場合、それ以外の他の本部または他
の下部組織に参加するということは、
団体の破壊性が及んでおりませんので
さしつかえない。これを言葉をかえて
申しますれば、一つの団体だけではな
くして、ほかの団体に入つて活動する
場合も同様でございます。

○**鑑査委員** これはおそろく破壊活動
を行つたとすれば、刑事訴訟が伴うであ
ろうからまだ何ですが、どうもそう
なると、はなはだ目的を達せられぬや
うであるし、何もそんな破壊活動をす
るというたら、当該団体に指定せぬで
も一切破壊活動行為はこれをしてはな
らないとしてもよきやうなものです
が、何かそこに都合の悪いことがあつ
たのですか。

○**吉河政府委員** お答え申し上げます。
破壊活動一切をしてはならぬとい
うことは、刑罰をもつて禁止されまし
て、これを犯したものは、処罰を受け
るといふ立て方になっております。こ
こで問題になつております規制は、
一つの団体が破壊的な団体と具体的に
認定された場合に、その団体の活
動に對して、制限ないしは全面的にそ
の活動を禁止するということによりま
して、破壊活動を団体組織によつて行
われる基礎を規制するといふ立て方に
なつておるのでございます。

○**關政府委員** お答えいたします。七
條におきましては、団体のためにする
行為をすべきでない者は、当該処分
の原因となつた暴力主義的破壊活動が
行われた日以後当該団体の役員また
は構成員であつた者に限定されてお
ります。かように限定いたしましたの
は、お尋ねのごとくそれは目的を達
することが不十分ではないかというよ
うな点であります。この措置につき
ましてはいろいろの方法も考えられる
かと思ひますが、かような解散における
人権の保障を、かような解散の措置に
よつて制限するのは、必要の最小限度
にしほらうという考え方から、破壊活
動をやつたその機關のものだけに、そ
の団体活動を禁止せざるというのが、
最もその趣旨に合致した線である、か
ように思つて嚴格にその間に限定した
わけでありまして。そこで今お尋ねの
ごとくに、全然別個の他の団体の者が、
その団体に入つて来る、これは加入は
処罰してありませんから、もちろん入
つて来ることは自由であります。次に
しからば団体活動はどうかということ
になりますれば、もし新しく入つて来
たものが、全然別個に、元入つていた
当該団体の役員または構成員、活動
を禁止された者、その者と全然無關係
にやるものならば、これは自由である
と思ひますが、こゝろが多くなる
場合は、当該団体の役員または構成員
とおそろく意思を通じ、共犯的關係
に立つてやるのであらうと思ひますか
ら、その場合は、刑法第六十五條の身

が、では指定せられない団体の役員
もしくは構成員がそれにかつて来
て、その団体の活動を復活させるこ
ともよろしいのですか。

分なきものが身分あるものに加功したときという規定の運用によりまして、そこに犯罪が成立することに相なると思ふのであります。その問題はさうに考えまして、かような厳格な禁止の範囲にとどめた次第であります。

○**鑑治委員** 人権尊重の意味からおやりになったとすれば、まことにけつりなことのようですが、遠慮し過ぎるようにも心得ますが、ほかから入つて来れば、また再建し直してやりまします、そういうものは必ず。それ以上は議論になりませんが……

次は第九条ですが、「法人について、第六條の処分が訴訟手続によつてその取消又は変更を求めることのできないことが確定したときは、こゝなつておる。訴訟手続をやらなんだら、いつまでも解散せざるやないですか。これはおそろく異議の申立をやつて訴訟するものという、前提じやないかと思ふのです。やらぬという場合も考えられますが、その点はどうです。

○**關政府委員** この第九條は、要するにその処分が確定したときだということに相なるわけでありまして、それで処分の確定は出訴期間を経過したして確定したす場合もあり得るわけであります。また訴訟を提起したして三審級の段階におきまして確定する場合も考えられるわけであります。そういうような両方の意味を含めましてこの六條の処分が、訴訟手続によつて、結局訴訟手続をなすことができるという前提のもとにかう書いておるわけであります。要するに処分が確定した上におきまして法人は解散する、かように解釈できるものと考へておるわけであります。

○**鑑治委員** 私の聞きますのは、第六條では、これは第七條、八條の効力が生ずるだけで、人格は死なないのですから、そこで法人の場合が第九條に書いてありますが、「訴訟手続によつてその取消又は変更を求めることのできないことが確定したときは」と書いてある。指定されて、訴訟せずにおつたら、いつまでたつても人格は死なないことになる……

○**吉河政府委員** お答え申し上げます。訴訟は行政処分の取消し変更を求める訴訟になりますので、行政事件訴訟特例法の適用がありまして、その第五條でございまして出訴期間に制限がついております。これの適用があるものと考へております。

○**鑑治委員** そうすると、その訴訟をやらないなら、第九條の第二項で行くのですか。

○**關政府委員** お答えいたします。ただいまお答えしたごとく、この委員会の決定につきましては、行政事件訴訟特例法によつてその取消しまたは変更を求めることができるわけであります。これは行政事件訴訟特例法第五條によりまして出訴期間は第五條第一項によりまして第二條の訴え、すなわち行政処分の取消し、または変更を求める訴えを裁判所に提起し得るのは「処分のあつたことを知つた日から六箇月以内」に、これを提起しなければならぬ。これが第一項の規定であります。そしてまた第三項には「処分の日から一年経過したときには、第二條の訴を提起することができない。」こゝ書いてあります。こゝしきと、もしこの期間内にこの処置をとらないことになりますと、第九條の第一項によりまして

「第六條の処分が訴訟手続によつてその取消又は変更を求めることのできないことが確定した」ということに相なるわけであります。そうしましてその処分が確定いたしますから、おのづから法人は解散するということに相なるわけであります。

○**鑑治委員** 第十二條には、事件につき弁護士その他の者を代理人に選任することができ。第十三條には五人以内に限つて出頭してこれ／＼のことをやることのできる。こゝなつておりましたが、この十二條の弁護士はわかりましたが、弁護士その他の者というのは、これは何人が出てもしよしいのか、資格その他の制限があるのか。十三條も同様であります。制限があるのをごさいますか。さうなつてに開きたいのは、調査官の認可なり何なりが必要ではないのか、早い者勝ちで、五人なら五人というのを全部許さなければならぬのですか。

○**關政府委員** お尋ねの十二條、十三條の代理人につきましては、資格は全然制限がないのでありまして、その団体内におきまして最も適任であると思ふ者を選任することができるのであります。またその選任は委員会に対する、公安調査庁の審理官に対する届出その他、この必要ないと思ふのであります。但し第十三條の場合におきまして、代理人がそこに出席したして各種の弁明をなし、有利な証拠を提出するのであります。その場合には審理官におきまして、その者が当該団体の申請の代理人であるということを証明し、確認を求めなければならぬと思ふのであります。と申しますのは、もし偽りの代理人でありますならば、

訴訟手続、審理の手続が進行しないのでありますから、審理官といたしましては代理人の方がほんとうの代理人であるかどうかということ、必要な証明を求めるということは、審理官の手続を進めて行く法律上の義務であると思ふのであります。さうなつて手続をとりまして、これがほんとうの代理人であると審理官が認めて、そうしてそこで手続を進めて行く。かようなことに相なると思ふのであります。

○**鑑治委員** これは代理人という以上は、当然委任状か何か持つて行かなければならぬだらうと思ふのであります。が、十三條で見ますと、当該団体の役員、構成員及び代理人は、五人以内に限つて出頭する、こゝなつております。これは一つで五人に限る意味ですか。代理人だけが五人なんですか。これがよくわかりませんが……

○**關政府委員** お答えいたします。これはその当該団体の役員、構成員及び代理人を通じて五人以内というふうに考へておるわけであります。

○**鑑治委員** そうすると役員、構成員十人おる場合はどういうことになるのですか。分離してやらなければならぬことになりますか。

○**關政府委員** 役員がそれだけありますれば、そのうちの五人が出て参つて弁解をなすことができる、かように考へております。要するにこの五人は、その団体を代表したして、審理官の前に来て意見を述べ、証拠を提出するものである。かように考へております。

○**鑑治委員** そうすると代理人、構成員を通じて五人、こゝういふことになるわけですか。

その次十四條も同様であります。これも人間に制限というか、教は制限してあります。が、資格その他に制限がありません。ただ届け出なければならぬ……

○**關政府委員** お答えいたします。資格には何ら制限はありません。団体側において最も適當と思ふ者を選任することができおるわけであります。

○**鑑治委員** 第三項では、「新聞、通信又は放送事業の取材業務に従事する者は、」これは教に制限はないようであります。が、これは業に制限があるわけですか。教には絶対制限がないのか。それから業に制限がある場合には、どういう方法で、確かにその業者であるということを認められるおつてもあるか。この点を明らかにしておいてもらいたい。

○**關政府委員** お尋ねの通り、業には「取材業務に従事する者」という制限があるわけでありまして、それらの証明は、傍聴せんとする者が審理官にみづから立証して承認を求めなければならぬと思ふのであります。教につきましても、制限はいたしておりません。但し部屋の広狭等によりまして、傍聴券というものは考えざるを得ない場合が生ずるかと思ふのであります。

○**鑑治委員** 別に今のところ証明方法などというものはお考へになつておりません。これはたいい適宜にやれと思ふのであります。……

○**關政府委員** お答えいたします。特段に今考へていないのであります。が、一応の予定といたしましては、各その所屬している社の証明書を持参願うとかいうような方法によつて取扱つて行

きたいと考えておるわけでありす。

○**鑑査委員** 先ほど第四條の規制と第六條の規制についていろいろ質問いたしましたが、さらに二十一條へ参つて、この疑問が出て来るのであります。この第二項では六條の処分請求があつた場合に、六條にはからぬけれども、四條ならば至当と思へば四條でやれる、こういうことになつております。四條の請求が至当だと思つてやつたときに、審査の結果六條が至当だと思つたらそういうことはできるのですか、できないのですか。

○**關政府委員** この法律の立て方といふことは、そのお尋ねのあとの場合はできないといふふうに考へておるわけでありす。調査庁長官において四條を相当と思料して請求した場合に、委員会としては逆に六條が相当ではないかと思ひましても、それはできないと思ふのであります。さういふにいたしましたのは、やはりこれが一種の不告不理的な、調査庁長官が請求しなければ、委員会の方では決定をしないといふ建前をとつておるわけでありす。それから、請求した以上は団体に対して不利益な決定をなすことは、団体に対して酷にも考へられますから、団体の権利を尊重するといふ趣旨と、審査委員会の権限の独立性の調和とをその点に求めまして規定いたしました次第であります。

○**鑑査委員** そうしますと、いわゆる請求の範囲に限るということに解釈するのだらうと思ひます。もつといへば刑事訴訟法では刑事訴訟の範囲に限るのだらうと思ひますが、後段の規定があるから、六條の請求があつても四條はできるのだが、かりにこの第二項の

後段の規定がなかつたら、六條の請求があつたときに四條に該当すると思つてもできない。これは論理の話ですが、論理的にはさう御解釈になりますか。

○**吉河政府委員** お尋ねの通りであります。第十九條には、公安調査庁長官が処分の請求をする方式としまして、四條の処分をするか、六條の処分を請求するか明記して出すことになつておる次第でございます。

○**鑑査委員** この点も先日來ずいぶん問題になつたところでありすが、第二十四條の第三項は、これはまつたの注意規定なのか。これはやはり一種の裁判所に対する義務を負わされるものか。それともあなたの方から一—こういう趣旨だから拘束するわけには行きませんが、できるだけ百日以内をやつてもらいたいといふことを要求でもしよう、こういうお考えでありますか。

○**關政府委員** この規定は、裁判の獨立といふことに對しては、何ら触れる考へを持つていないわけでありまして、要するに、獨立の範囲内におきましてできるだけこの規定でこの範囲内にやつていただきたいといふ、いわばまつたの訓示規定に相なるかと思ふのであります。しかしこの規定がある限りにおきましては、裁判所におきましても、他の訴訟事件の順序にかかわらず、迅速にこの事件に精力を集中していただいて処理願ふように大体考へていただくであらう、かように考へておるわけでありす。私の方から特段に請求のようないはしませ

すが、またこの規定がないよりあつた方がいゝだらう、さういふことはわかりますが、もつと逆を考へてみますと、

○**關政府委員** 關係者におきまして、この規定があることを裁判所に申し出て、訴訟の審理の促進を申し出るというやうなこともあるかと思ふのであります。すべて裁判の獨立の範囲内において、關係者がさういふことを願ひするのこともより法律上は違法とすべきではないと思ひますが、あるいはさういふことによつてまた訴訟の促進に資することがあるかもしれないと考へた次第であります。

○**鑑査委員** これはきのうもちよつと問うてみたのですが、おそくなつておつて詳しく聞かなかつたのですが、二十七條の二項に「檢察官又は司法警察官は、事務の遂行に支障のない限り、前項の求に應ずるものとする。」と書いてありますが、裁判所は求めに應ずる必要はないのですか、裁判所へ行つて記録へ行つてしまつたら、きのうは檢察官の要求を通じてということでした。もし裁判所において、それでも困るといわれたら、どうしようもないのですか、証拠を見せたらどうかならざしつかえないうちに思ふが、その点御不自由はございませんか。

○**關政府委員** 第二十七條には裁判所掲げてないのであります。かりには

裁判所の方の記録についてぜひ見たいというやうなものがあつたらば、方法としましては、檢察庁の方にお願いいたしまして、処理いたしたい、かように考へておるわけでありす。つきまして、そのやうな考へ方をとりましたのは、裁判所は行く／＼はこれが事件となつたときに、裁判所の方に係属するわけでありまして、一種の第三者的な立場に立たれるわけでありす。それで事前にあるいは裁判所の方にかやうなことを申し出るのには不正といふやうな、全般の上から見まして當を得ないものであるからと思ひまして、特に裁判所を入れないで、かやうな規定にいたしました次第であります。

○**鑑査委員** それから二十九條です。これもきのう触れておきましたが、もうちよつと聞きたいのは、これは公安調査官は「調査のため必要があるときは」、必要の有無は、おそらく公安調査官が必要ありといつて要求すると思ひますが、もし相手方において必要はないのだ、こういう場合には、この規定で、いや、わしの方には権利があるのだといつて乗り込めるのですか、どういふのですか。

○**關政府委員** これは公安調査官のかやうな捜査に立ち会ふことができるという、法律的にさやうな権限といひます。それから、立ち会ふことがたといひ拒絶されても、立ち会ふことができることに相なると思ふのであります。しかし美際問題といひましては、さやうなことは私どもも考へては毛頭ないのであります。すべて警察官との協力によりまして、向うの十分なる承を得た上で相互に協力していただい

立ち会ふなら立ち会いたい。かやうなふうにいたしたいと思つております。

○**佐瀬委員** 猪俣浩三君。
○**猪俣委員** 念のために確かめておきたいわけでありすが、これは前にあるいは明らかにしたかもしれませんが、第三條であります。破壊活動防止法、本案に反對する行動は政治上の施策に反對することになるのでありますかどうか。

○**吉河政府委員** 御質問の通りと考へております。
○**猪俣委員** 労働組合法の改正について、労働組合が反對することもあり政治上の施策に反對することになりますか。

○**吉河政府委員** 御質問の通りと考へております。
○**猪俣委員** それから三十九條であります。これも確かめることでありすが、刑法百六條の罪を煽動した者は獨立罪として処罰される、さういふと、この刑法通則との關係上、刑法百六條を煽動した者を教唆した者、及び教唆した者をまた教唆した者、そこまで犯罪が及ぶのでありますかどうか。

○**關政府委員** 刑法一般原則の適用がございまして、共犯例の適用もあるものと考へております。

○**猪俣委員** いま一点は、これは一種の觀念論的なものであります。第三條の二項、団体の定義でございすが、「特定の共同目的を達成するたの多人数の継続的結合体」こうなつておりますので、これは財団法人は含まないことになるのですか。

○**吉河政府委員** 財産それ自体は、こにいう団体ではございせんが、こ

の財産をめぐりまして、そこに多数人の結合が生れ、共同の目的を達成する継続的な結合体が現実認められる場合におきましては、その団体が該当するものと考へております。

○猪俣委員 そちらと登記してある財団法人というものはならないが、その財団法人を維持する何か現実の団体があれば、それがこの団体になる、こういう御答弁ですか。

○吉河政府委員 さようでございませう。

○猪俣委員 それから第二十一条、この点について先般御質問したのですが、吉河局長の答弁と閣下委員の答弁とは私には何かはつきりしないような気がするのですが、この「証拠及び調査並びに当該団体が提出した意見書」、この意見書の中に、公安調査官に提出しなかつた新たな証拠をつけて、全体が意見書として提出せられるのであるかどうかということについて、もう少しはつきりと御説明願ひたいと思ひます。

○閣下委員 答えたいと思います。その証拠で新たな証拠調べ、あるいは証人調べを求めるといふようなことはできないのでありますが、できないとしても、かりにそういう請求をいたしましたとしても、委員会としては、新たに証拠調べはしない。しかし公安調査官の審理官に提出しなかつた文書その他は意見書の内容に添付したし、提出することはできると思ひます。その判断は、一に委員会の自由心証にまつのであります。

○吉河政府委員 閣下委員と答弁の食い違いはないのございしますが、なお

補足いたしますが、意見書の内容として、さような証拠を援用するということができると考へておりますが、意見書として委員会の判断を受ける新たな証拠調べは請求することはできない、かように考へております。

○佐瀬委員 眞鍋勝君。

○眞鍋委員 私は法務総裁にちよつと御答弁をお聞きしようと思つておつたのですが、このごろ目をわずらつておるので、ほんの一、二だけあなたに御相談しようと思つております。一、二質疑もそこにあるのですが、熱心というか、毎日ここに出席して、委員なり政府当局の応対を聞いておつたが、みなこの法案を非常に重視せられまして、委員諸君の熱心なる質疑、または政府の熱心なる御答弁に私は実は感心しておる。けれども、この質疑も本日をもつて打ち切られるというふうなことでありますので、私はこの質疑の観点をかえまして、総裁に一つ聞いてみようと思ふことは、第一に、この名前は、世耕委員からこの委員会に付託されたその当初において質疑があつたのでありますが、私もこの名前にあまり感心しない、これはすなわち外国語の直訳としてはいいかも知れぬけれども、こういう名前ではもう少し考慮を要すると思ひますが、しかしこの名前は破壊活動防止法でありますから、物事を破壊するのを防止するのだからし、よくわかつておる。わかつておるにもかかわらず、公聴会なり野党の委員諸君の質問を聞いておると、大体反対であります。公聴会でも、賛成はあるけれども、条件付賛成であつて、多くの人がこれに対して反対を唱えておるのを聞きまして、私はいささかどう

いうわけであるかと思つておるが、しかしながら、この前の治安維持法という法律とよく似ておつて、これにひつかれた者はよく記憶をしておるから、政府は親切にそういうふうな言つておるけれども、いよ／＼それを運用するときになつたら、言論の自由を圧迫するとかいふ／＼これに伴つて有害な面があるというのを心配されるのであらうと思ふが、要するに、運用は人にあると思ふ。この法律が世の中に出ていかなる結果を生むだらうか、もうかれこれ二年もになります。警察当局であります。共産党が地下にもぐつた人をより捕えない。昔ならばこれを捕えたであらうが、今日はなかなかつかまらぬ。すなわち昔から、舟の魚を逸して小魚を網する、舟をのむくらの魚は抜けてしまつて、そうして小さい魚が網にかかるといふことが、この法律においてもその通りじやないかと思ふ。これだけ警戒しておるのを見ると、あるいはせつ／＼この法律ができて、ほんとうにつかまるといふ人間は正直な人間でありまして、諸君がほんとうにつかまへんとする魚が逃げてしまふまいかと私は思ふのであります。歴史は繰返すのであります。千何百年前に――十八史略や史記において有名なことではあります。秦の始皇帝は、天下をとつた以上はこれを万代に続けようと思つて、北狄が来るのを防ぐために万里の長城を築き、土木が非常に盛んであつたがために、その結果というものは租税が非常にあつた。そこで世論は沸騰したのであります。詩人はこれを笑つて、たしか汪邨であつたか、「秦築長城比鉄牢。秦戎不敢迫臨洮。焉知万里連雲勢。不及

堯階三尺高。」と歌つた。秦は万里の長城を築いて鉄のかたき比したけれども、堯階三尺の高さに及ばなかつた。堯舜時代は、支那の歴史において、非常に徳を積んだ世の中でありまして、万里の長城とか、城は築かなかつた。平野で、わずかに階段三尺の高さの宮殿において、徳をもつて世の中を治めたから、この時代は非常に静謐であつたといふことで、詩人ばかりではなくて、当時の歴史を回顧するのであります。われ／＼はこの法律にはどうしても賛成しなければならぬ。しかも野党諸君は反対を唱える。しかも反対を聞いておると、ね／＼がね／＼とつたやうに、よくつたと言わんばかりに、あのメーデーの当日において――與党諸君は、はなはだけしからぬと言つておるが、これに反対をする諸君、特に共産党の諸君は、成功したと新聞に書いてあるやうな調子で、見方によりまして、総裁はいかに感じますか。一体この法律によりまして、ほんとうにひつかかるものが、共産党であるか、あるいは善良な人であるかを私は疑うのであります。この法律が通過したならば必ず目的を達するといふ総裁の御意見であります。か、まずこの意見と、この名前の点と両方を聞かしていただきたい。

○木村閣下委員 ただいまの御意見ごもつともあります。私の考へといいたしましては、この日本が、講和條約が発効いたしました、真の平和、文化的国家を建設しなくやならぬのであります。その途上におきまして、いやしくも国家の治安、ことに破壊活動をして自分の目的を達するといふやうな団体、これは一日も捨て置くことはできないのであります。従ひまして、治安の確保の面からいたしまして、さような団体は早急に規制して行かなければならぬ。またこの規制と同時に、さような凶悪なる行動に出たるものは、これを処罰して行かなければならぬ。日本の治安確保の上において欠くべからざるところであらうと確信しておるのであります。従ひまして、この法案の趣旨としておるところは、今眞鍋委員の仰せになりましたやうに、国家治安の面から見まして、まづたく緊急欠くべからざるものと政府は確信しております。そこでこの法案の運用におきましては、この民主国家においてできるだけ個人の基本的な権利を害さないやうに、そうしてその手続においてきつめて民主的にこれを行うことが当然なことでありまして、その方におきまして、政府といたしましてはできるだけの手当をしたのであります。し、うして、この法案におきましては存舟の魚を逸するおそれはないかという御質問であります。この法案の運用におきまして、できる限りさうなことのなきやうに、し／＼して、この法案に基きまして、われ／＼のねらうところの国家治安の対策といふものを立て得るのであります。しかしこの法案それ自体でもつてすべてのものが解決するかといふことは、私はさうはいかぬと考へております。あらゆる施策とあらゆる面から考慮いたしました、この法案を基盤として、そうして国家の治安を守つて行きたい、こ考へております。治安の面につきましては、ただいまの仰せのやうに、できる限りこれを活用いたしまして、存舟の魚を逸さないやうにとりかはらない、こ考へ

ておる次第であります。

○眞鍋委員 私にはもう二点ばかりお尋ねをいたしますが、このメーデーに關しまして、議員の中にも美談これを見たい人もある。私は見なかつたけれども、新聞や雑誌において承知をしたのであります。罪のない巡査をほりに投げ込んで、出て来ようとするのを、石を投げたりして妨げたということであるが、もし今日の世の中に、司法の警察官がなかつたら、この世の中はどうなるであらうかと私は疑わざるを得ないのであります。その巡査をほりに投げ込んで、そうして快とするのは、われわれはなほ疑わざるを得ないのであります。由來、共產党に多く見るが、無宗教者である。無宗教も一つの理論は立ちますけれども、眼中に宗教がない人は、えてして——仏教であれば慈悲であり、キリスト教であれば愛であり、儒教であれば仁義道德、日本流に解釈すれば、義理人情といひますか、この義理人情なく、道徳なく、愛なく、慈悲がないのが共產党の特色であります。ことにその総帥であるスターリンは、火事どろぼうするような調子で、昭和二十年でありましたか、満洲に出動しているのが兵を捕えて酷使をしたり、あるいは諸施設まで持つて行くというやうな火事どろぼうをした。もし志天下にあるならば、道徳とか宗教なくしては、長い目で見るときに、天下を云々することはできません。思う。いわんや、彼の眼中に道徳なく、無宗教である。スターリンのためには、これは非常に惜しむのであります。この点より見ましても、メーデーの日何ら罪のない警官をしてかくのごとくならしめたということは、はな

は遺憾でありますから、私はこの点において野党にひとつ考えてもらなければいけません。秦の始皇帝のことやうな時節と同じことである。すなわち世の中の人は侃々諤々の論議をし、秦の時代も同様で、始皇帝は李斯の言を用いて、非常に儒生を坑殺した。「竹帛煙消帝業虛。関河空鎖祖龍居。坑灰未冷山東亂。劉項元來不讀書。」という詩がありますが、すなわち秦の始皇帝は、儒生があまりに時勢を痛論するといふので、たしか三百人からぬが、これを捕えて、穴を掘つて焼殺し、そうしてこれを埋めたといふことでもあります。竹帛煙消帝業虛。「万代の長きに伝えんと思つたところの秦朝は、二世にして滅び、そうしてこれにとつてかわつた劉邦は、われ馬の上において天下をとる、何ぞ書を必要とせんといひ、項羽は、書は姓名を記すれば足ると言つたが、しかしながら項羽は無学ではない。あの最期のとき、妾の虞氏をして舞わしめたとき、あの五言の詩がある。無学であつたならばあの詩を讀むことはできぬから、相當の學問があつたと私は思う。これらの人の時代を見ると、今日とよほど似ておはせぬか。法律家は、法律を制定したならば世の中は太平であるとするが、もし嚴刑酷罰でもつて世の中が治まるならば政治はたやすいが、嚴刑酷罰ばかりでは世の中は治まらない。前にも言つた通り、秦は万里の長城を築いたけれども、堯舜のときの宮殿三尺の階段の高さにも及ばなかつたといふ。ここにおいて章碣の詩の

ごとく、學者を焼殺した灰がまだ消えぬうちに山東亂れて、天下は結局劉邦の手に歸したが、劉邦が天下をとるときに、父老に約したのに、法三章がありました。法三章とは、このときに始まつた言葉であります。すなわち劉邦がもし天下をとつたならばこれまでの複雑な法律をやめて、法は三章でよいといふた。この時代を大いに考へなければならぬと思ふが、今日この世の中を見ると、今言つたごとく、罪のない巡査をほりにたたき込んで、上から石を投げたりするのは、仁義道德に欠け、義理人情をわきまをぬ世の中であると思ふ。だからこの点に對しても、總裁初め、法律制定をする人はよく考へなければならぬと思ふ。いかに嚴刑酷罰をもつて臨んでも世の中は治まらない。これにとつてかわつた人間は劉邦、項羽であつて、あまり學問を尊重しなかつた。しかしここに考へなければならぬことは、この前の東大事件のことで、矢内原東大校長、これが絶対平和論といふものを、一月号の、「世界」といふ雑誌に書いておる。この絶対平和論を讀んでみると、われれと同じこともないではない。はなはだ少いが、そういう点もあるが、しかし社會を知らぬ。社會を知らぬ人間が學長になつてゐるから、この學長の下にこの學生ありで、東大事件が起り、あるいは早大事件が起る。投票によつて學長はきめるのであるから、こういう絶対平和論を唱へる人に共鳴する人もあるに違ひない。これらの大學で書を講ずるいろ／＼の學者たちの投票によつて今日學長を決するのでありますから、かくのごとき論議をするところの矢内原學長に似通つたものもた

くさんある。してみると、これらの先生も相當考へなければならぬ。のみならず、この「各大學並びに諸學校關係のを拜見してみると、どの大學でもほとんど細胞がある。これに出ておるのほこれだけであるが、このほかのほこれだけの危険思想を有する人間があるかも知れぬ。この絶対平和論に共鳴する學者が多いから、この矢内原君のような學長が出て来るし、前の學長は、所もあらうに、アメリカへ行つて、全面講和論を唱へたりした。もつとも前學長は演説もうまいそうだが、ソビエトへ行つて全面講和論を説くならいいけれども、アメリカへ行つて説くといふやうな調子である。歴代の學長がかくのごとき人間である。これによりまして東大の性格もろ／＼がうことが出来る。きよう總裁に聞かなければならぬのは、かくのごときできた人間を罰するところの破壊活動防止法をやつたところが、ほんとうには効果は少い。いかにすればこれら破壊分子を出さぬようにするか、根本的の対策といふものが、ここにお尋ねしなければならぬ問題である。今申し上げたごとく、矢内原學長の絶対平和論をお讀みにならぬ方は、一月号を讀んでみたらすぐわかる。これは世の中を知らぬ人間の論議である。すなわち世の中を知らざる人間が學長になつてゐるのにはなはだ多いし、また學長を助けて講義をしてゐる先生たちの多くは、つまりわれ／＼と考へが違ふ。學問は相當あるであらうけれども、世の中の実態を知らざる人間が、學長になり、教授となつてゐる。今日の過誤がここにあると思ふのであります。要するに、學生

とか婦女子、これをくみしやすしとなし、共產黨が働きかけておる。これらの學生なり、あるいは婦女子は、よほど考へなければならぬ。これまでの歴史を調べてみると、學生のいわゆる暴動といひますか、これらのものから世の中の革命といふものが発足してゐるのでありますから、この學生の言動といふものはよく考へなければならぬ。ことに東大のごときは、一人前八万の費用を投じておるところの人が、學問をせしめて労働問題に没頭し、巡査をこづいたりするやうなことではいけません。御意見もひとつ聞いてみたいと思ふ。

○木村國勢大臣 お答えいたします。われわれも平和を愛好するものであります。おそろく平和を愛好しない者はなからうかと考へております。ある一部の者は平和を愛好しないかも知れませんが、大多數は平和を愛好するものと私は確信して疑ひません。それで矢内原總長の平和論、これは議論の余地はありましよう。しかし平和を愛するといふことについては、私は同感であります。その根本の理念においては異なるところありたいにしても、その平和を愛好するといふことについては同感であります。そこで矢内原總長の、その平和論の根拠とする思想が何であらうとも、これは御承知の通り憲法に認められた思想の自由でありますから、これについて干渉は毛頭もできないのであります。事は、その理念に基いていかなる行動が表面に現われるかといふことであります。口で平和を唱へながら、裏面に立つて國家の基

本格的秩序破壊するといふようなこと
であれば、これは国家治安の面から見
て一日も許すことのできないことであ
ります。そこでこの法案の趣旨とする
ところは、その根底における思想の何
ものたるかを問はず、いやくも国家
の治安を乱すような、この第三案にあ
つておきます内乱を企図したり、あ
るいは騒擾を現実に扇動したりする
ような恐るべき暴虐行為に對しては、
これは一日も許すことのできないので
あります。この法案において、これら
のことを企図するやうな団体を規制し
またこれを刑罰法規によつて処罰し
ようとするのが主眼であります。さ
うな意味合いをもつて、この法案の趣
旨とするところは、人の思想を取締る
という点は毛頭もないのでありまして
現われた現象を對象としたのであり
ます。

○佐藤委員長 時間の關係もあります
から、なるべく要点的にお願いいたし
ます。

○眞鍋委員 もう一点であります、
きようは文部大臣も来てもらつて、私
は教育的観点からひとつこの法を論じ
てみたいと思つて、原稿をこの通り持
つて来ておられるけれども、きようは文部
大臣が来ておられぬから、教育論はやめ
ますが、思想の点については論議をせ
ぬと言われたが、根源はこれである。
いかに法律を出したところで、法律に
ひつかかるのはおかしかな。病氣に
もその通りでしょう。病氣にかかつて
後お医者にかかるよりも、病氣にかか
らぬ方がいいのですから、この破壊活
動防止の法律にかからぬうちにこの国
をりつぱにすることが必要である。私
はきよう總裁に相談しようと思つたの

は、この根本対策としていかにお考え
になつておるか。これは学校教育あた
りも論じなければならぬが、この間の
メーデーにおいては、あるいは世田谷
あたりの実情に徴してみると、十七、
八歳の女にして、学校の先生に連れら
れて、あるいはメーデーに参加したた
めに貫通銃創を負つた学生がたゞさん
あつて、父兄は驚いて、その女生徒を
連れて警察へ行くといふものもあつた
らしいのであります。世の識者は非
常にこれを憂へてゐる。私は今日のこ
の議會においてはあまり期待を持つて
おられぬ。この次の選挙でいかなる判断
を下すかといふことについて私は非常
に楽しみにしてゐる。といふて私は落
ちるかもしれないが、それはしかたが
ない。衆議院の支團を調べてみればあ
の札がかつておるものはおかしかな
い。三分の一くらいだ。あとの三分
の二は國へ帰つて選挙運動をしてお
る。こゝへ来ておる人は熱心にやつて
おる。しかしいなかへ帰ると、議會で
献身してゐる人の行為よりか、いなか
をぐる／＼まわつておる人の方がすき
かもしれない。でありますからこれらの
点をいかにするかといふことも一つの
問題であります。しかしこれは進ん
で来ると選挙を選出した人が知つてく
れるだらうと思ひます。とにかくほん
とくに國家のために憂へて言論機關と
しての議會の運営に参画しておる人は
少いのでありますから、この点あたり
も考慮していただかなければならぬ。
問題は今の根本対策についていかに考
えておるかといふことなのです。この
法律を通過せんがために、あるいは法
務總裁であるとか最高裁判所の長官
は、われ／＼法務委員を招待されて一

夕敏談するが、さて根本の対策となつ
てみるとやつたことがない。皆様が心
配してこの破壊活動防止法案の審議を
することもよろしいが、これにかから
ぬために、予防するために根本対策を
研究せんことを私は望む。ほんとう
に總裁にお願いするのはここにあらう
と思ふ。医者にからぬやうに、病氣に
かからぬやうにするのは常に用心しな
ければならぬ。國家においても常に用
心すれば、學生あるいは婦女子が日本
國の將來をほんとうに考えるやうにな
る。實際おつしやるやうな學者は、こ
れはあつてもしかたがないが、やはり
學者は學問と世の中のことを知らなけ
ればならぬ。ところが今日の學校、こ
とに大學に教鞭をとるところの人にし
て、世の中の実態を知らぬ人があるか
ら今日私はこの論争をするのである。
私はこのごろ目をわずらつて、病氣の
ために言ひたいことも言へぬから案慮
しておる。しかしながら毎日こゝに來
て諸君の論議を聞いておるから、諸君
の意のあるところはわかつておる。第
何案第何項といつてみんな質問する
けれども、私のやうな質問はおそらく
ないだらう。ないけれども私は諸君と
ともに國家の前途を憂ふるためにこの
質問をしたのでありますから、どうか
根本の対策について總裁がお考えあら
んことをひとえにお願いしまして私の
質疑を打ち切ります。

○佐藤委員長 先般世耕委員より委員
長に對しまして、文書をもつて法務總
裁に質疑の申出がありますから、その
要旨をお伝えして御答弁をお願いいた
します。
日本の治安確保のために本法案の完
な遂行のためには、特に調査機關の全
ての強化が必要ではないか。またその
ためには政府は現にいかなる予算措置
をなされておるか、また將來いかなる
予算措置がなされようかとされておるか
といふことが質問の要旨であります。
御答弁をお願いいたします。

○木村國務大臣 お答えいたします。

この法案の運用につきましては十分遺
憾なきを期したいと考えております。
それにつきましては調査庁の拡充強化
をはかりたいことはもちろんのこと
であります。予算措置につきましては、
ただいまのところではつきりした案
は持つておりません。いづれ法案が通
過いたしますればその点についての十
分なる手配をいたしたい、こう考へて
おります。

○佐藤委員長 政府委員より、従来の
質疑に對する答弁の留保があり、これ
に對して發言を求めておりますからこ
の機会に許します。

○清原政府委員 先日の委員会にお
いてお尋ねのありました、國家權力の行
使に對して正当防衛があり得るかとい
う問題、及び國家的法益を防衛するた
めに正当防衛が成立する場合がある
か、この二点につきましてお答え申し
上げます。

まず第一点、國家權力の行使に對し
て正当防衛が成立する場合があるかと
いう問題でございますが、國家權力の
行使は國家公務員の職務行為として行
われるものであります。しこしとして國
家公務員の職務行為は、明白にして重
大なる違法行為でない限りは――その
行為の有効、無効あるいは適法、不適法
の問題につきましては、法律上許され
たる手続と手段によつてのみこれを争
うことができるのであります。換言い

たしますれば、一般の見解において
國家公務員の職務上の行為と認められ
るものに對しましては、裁判による
か、あるいは訴願の方法によつてのみ
これを争ふことができるのでありま
す。次にかりに國家公務員が行つた行
為が、その権限を濫用したものであ
り、明白にして重大なる違法行為を行
つた場合でありますれば、その違法行
為は一般の見解において職務行為と
みなし得ることができないのでありま
すから、この場合においては刑法三十
六条の所定の要件を具備する場合に
は、正当防衛を認め得る場合もある
かと存じます。但しこの一般の見解
とは、あくまでも社會通念に照らし
て嚴格かつ合理的に判断すべき見解で
ありまして、當事者一方の獨断的な見
解を基本とすべきものにあらずるこ
とは申すまでもないところでありま
す。

次に國家的法益を防衛するために正
當防衛権を行使することがあるかどう
か、この問題につきましてはいろいろ
學說もあるものであります。たとい國
家的法益について正当防衛が許される
場合があるといはしめても、元來國
家的法益の保全あるいは防衛は、國家
の公共機關本来の任務に属してある
ものでありますから、たやすくこれを
私人あるいは私的団体の行動にゆだね
ることはかえつて秩序を乱し、あるい
は事態を悪化せしめるゆゑんでありま
す。従ひましてかりに國家的法益を防
衛するために正当防衛を主張し得る場
合があるといはしめても、それは國
家公共の機關の有効なる法的活動が
つた期待しがたく、かつ著しく緊
迫した場合のみであり、かつ刑法所定

の正当防衛の条件を具備した場合に限
定せらるべきものであらうと考えま
す。従いましてその他の場合におきま
しては、国家的法益のための正当防衛
は許されないものであると解してお
ります。

○關政府委員 さきに佐竹委員より、
公職選挙法の罰則と本法案の罰則との
関係についてお尋ねがありました。た
で、これに對しまして調査いたしまし
た結果をお答えいたしたいと思いま
す。ここで公職選挙法と本法案との関
係において問題になりますのは、公職
選挙法には第二百三十条に多衆による
選挙妨害罪が規定してあるものであ
りますが、これが刑法の騒擾罪、従つて本
法の破壊活動の騒擾に關する行為、こ
れと関連を持つて来るのであります。
これにつきましては立法當時の過程な
どを調べまして、ただいまにおきまし
ては政府といたしましては、この公職
選挙法の二百三十条の多衆の選挙妨害
罪は刑法の騒擾の段階に至らない程度
のものを規定したものである、もしこ
の多衆による選挙妨害の事案が、刑法
の騒擾の程度に至るならば、その騒擾
の罪として処分する。従つて両者がダ
ブするような場合を法律としては考へて
規定したものでない、かようなこと
に相なつておられます。立法の
経過をたどつてみますと、このよう
なことに相なつておられますから、御承
願いたしと思つております。従いま
して、公職選挙法におきまして騒擾とい
うようなもの、そういうような騒擾
の罪に至らない程度の、多衆による選
挙の妨害を煽動する行為に相なるので
ありまして、本法案に規定いたします
扇動とは、おのずから違つて来るので

あります。

次は田嶋委員よりの御質問でありま
して、本法案の第三條第一項の二号の
リの関係におきましての御質疑であ
りました。リは「檢察若しくは警察の職
務を行い、若しくはこれを補助する
者、法令により拘禁された者を看守
し、若しくは護送する者又はこの法律
の規定により調査に従事する者に対
し、凶器又は毒劇物を携へ、多衆共同
してなす刑法第九十五條に規定する行
爲」、この問題におきまして「凶器又は
毒劇物を携へ、多衆共同してなす」と
いう規定につきまして、整理して答へ
るようにと御希望がありました。こ
で、事態を区別いたしまして、ここで
御説明申し上げたいと思つてありま
す。まずこの項につきまして、問題を
二つに分けて考へてみる必要があると
思ふのであります。

第一は、これが団体の規制の面とし
て働く面と、そしてかかる行為が個人
的に犯罪として処断される面と、二つ
の面において考へる必要があるわけ
であります。

そこでまず、団体規制の面としてか
ような活動があつた場合に「凶器又は
毒劇物を携へ、多衆共同してなす」と
いう事項は、どういふふうにか考へるべ
きものかという問題であります。これ
については、すでに政府におきまして
従来の答弁通りでありまして、要す
るに団体の意思として、多衆共同して
凶器または毒劇物を携へて行く、こ
ういふことが要件でありまして、か
ような「凶器又は毒劇物を携へ、多衆共同
してなす」、こつちのことを団体の意
思として決定し、そしてこれを実行
すれば、その多衆の中のだ一人が凶

器または毒劇物を携へていたにすぎな
い場合でありまして、当然本法案第
三條第一項第二号のりに該当するもの
として、規制を受ける一つの条件と相
なるわけでありまして、またこの第二号
の「リ」の「この号イからリまでに規定
する行為の」の予備、陰謀、教唆又は
せしめをなすこと」といふふうな規定
してあります。これも団体の規制と
いう面から見ますならば、今御説明申
上げたところとまつた同じであり
まして、そういうことを団体が行うと
いふふうな、団体自体として決定した
しまして、そしてその予備、陰謀、
教唆、扇動を行いますと、この規制の
一つの条件を満たすわけでありまして、
次にこの条件と個人的な刑罰の面
において動く場合において考へてみま
す。それは次のようになるのでありま
す。まず「リ」の「凶器又は毒劇物を携
へ、多衆共同してなす」運動に對し、
刑法第九十五條の公務執行の妨害罪を
現実に犯した、その既遂行為の場合で
ありますが、この場合はこの法案とし
て特別の犯罪類型を規定してありま
せん。それですべて刑法の第九十五條の
適用の問題となるのであります。従つ
て一人が携へていたとしないとか、
特にそういう犯罪類型をつくる必要
ありませんから、もつぱら刑法の第九十五
條の解釈適用の問題に帰するのであり
ます。

次にこの「凶器又は毒劇物を携
へ、多衆共同してなす」、刑法第九十
五條に關するその行為の予備、陰謀に
關しましては、この法案の第三十九條
第三号に犯罪として規定してあるので
あります。そのような予備陰謀であ
ります限り、その多衆の中のだ一人

が凶器等を携へることにいたしました
場合におきまして、本法案第三十九
條が適用されて来るのであります。も
ちろんそれは凶器または毒劇物を携へ
て大勢で行つてやろうという、その行
爲の予備、陰謀でありまして、お互
いの間にそういうことを相談して、そ
ういふ行為をしようというところの意
思の通謀であるとか、いふことが要件
でありまして、要するにそういうもの
として、この法案の三十九條の罰則の
適用を受けるわけでありまして、また教
唆、扇動につきまして、ある人が他
の者に対して、大勢一緒になつて
警察官にひとつ公務執行妨害をやつて
やろう、その場合お前だけが分担して
凶器と毒劇物を携へて行けというよう
な場合にも、もとより本法案の第三十
九條の適用があるのであります。以上
の通り、場合をわけまして従来の説明
を補足いたしました次第であります。

○佐竹(晴)委員 法務総裁にお尋ねを
いたしまして留保になつております
二点について、この際お答えを願いた
いと存じます。第一点は、治安確保の
ための法律は、ただにこの法案だけで
は目的を達することができないもので
あるといふことは、常におつしやつて
おられるところでありまして、そこでこ
れと一連の関係のある集團示威取締
法、ゼネスト禁止法、プレス・コードの
立法及び警察法改正等について
は、私が過般質問をいたしました後多
少、かつておるようであります。一部
すでにその実行に着手されたものもあ
るようでありまして、この中にはまだ
何とも政府がその意向を表明しておら
ぬ分もありまして、従いまして、これに
對します政府の根本的な考へ方、これ

を明らかに願ひたい。
第二点は、治安関係の行政機構改革
について、法務総裁はどのような構想
をお持ちになつておられるか、この二点を
この際明らかにしておきたいと思いま
す。

○木村國務大臣 お答えいたします。
プレス・コードの立法化については、
ただいまのところ考へておりません。
集團示威運動に對しましては、御承知
の通り、府県、市町村の条例でみな各別
に定められておるのであります。また
定めのない所が多数あるのであります。
しかして定まつた所も、その内容にお
いてはきつめて区々であります。従
いまして、これらの運動等につきま
して法律をもつてこれを明確化したい、
こつち考へております。そしてその秩
序のための必要な最小限度において、
独立後の民主主義國家にふさわしいも
のとなつた考へをもつて立案してある
のであります。

次にこのゼネスト禁止についてであ
ります。いわゆるこのゼネストが広汎
かつ深刻に行われまして、国民生活や
國民經濟を危うくするやうなことに
なつては、ゆゆしい問題であります。こ
れを避けるためには、政府といたしま
して、全力をあげて努力しなければなら
ぬのは当然であります。しこつちして
このゼネストと申しまして、いふやう
な経済ストの場合におきましては、こ
れはいわゆる純労働問題でありま
して、極力労働関係調整法等によつてこ
の問題を解決すべきは当然でありま
す。しこつちして政府があらゆる行政上
の処置によつても、なおかつこの問題
が解決せず、國民生活や國民經濟を危
殆に瀕せしめ、治安を乱すやうな事態

に立至つた場合も考へ得るわけであり
ます。が、かかる場合には治安の保持
の面からいたしまして、その措置を講
ずる必要があるものであります。これに
反しまして、いわゆる政治ストの場合
におきましては、これは当初から労働
法の保護を受けるに値しない性質のも
のであります。このような重大な事態
に立ち至つた場合においては、もとよ
り治安保持の面からしてこれに対処す
る必要があることは当然であります。
現在右のような事態に対処し得る適切
な法規の処置というものは、できてい
ないものでありますから、このような場
合には対処する方法については、これ
政府としては考へざるを得ない。従い
まして、今いかにしてこういう面につ
いて、せつかく研究中であります。
まだ成案はできておりません。

それから治安機構の問題でありま
す。治安機構の全面的改革について
は、まだ結論は出ていないのでありま
す。さしたりの問題といたしまして
て、警察法の改正をいたしたい、こう
考へております。御承知の通り、東京
いわゆる特別区の警察につきまして
は、まづた政府はこれに介入するこ
とはできないのであります。特別区の
公安委員がその管理運営の任に當つて
おるのであります。御承知の通り、過
般五月一日の暴動につきましても、政
府としては何れ手の打ちようがないの
であります。まづた東京特別区の公
安委員がこれの運営管理の任に當つて
おる次第であります。御承知の通り、
この東京特別区というのは、政治の中心で
あり経済の中心であり、文化の中心で
ある。しかも外国の使節がここに駐在

するといふような、この重要な都市に
関して、政府が何れ警察に關與しない
といふことは、政府の責任上これは許
すことのできないことと考へておりま
す。従いまして、ある程度この特別区
に対する警察介入といふことは、当然
考へなければならぬことと考へます。
しかしながら、これをきわめて民主的
に運営して行かなければならぬといふ
ことは、民主主義国家として当然の事
理でありますから、特別区の公安委員
に対して政府が指示をするについて
も、十分な考慮を払つてその処置を
して行きたい、こう考へておりまし
て、警察法の一部改正においてとりあ
えず治安の面からこれを維持して行き
たい、こう考へておる次第でありま
す。

○鑑査委員 先ほど世耕委員からの質
問に対する御答弁にもありましたよう
に、公安調査庁においては非常に調査
が必要なのであります。

その際に往々問題になりまするの
は、かつての特高の復活になりはしな
いかという問題であります。これはこ
の前總裁から概略のことを聞いたので
あります。はたして復活しないか、
しないかすれば、どの程度にこの調査
庁と特高との差異があるか、これをこ
の際明白にしたいだきたいと思いま
す。これは他の政府委員からでもよろ
しゅうございします。

○吉河政府委員 お答を申し上げま
す。公安調査庁は、あくまで具体的に
現れた、暴力主義的な破壊活動とい
う行為が団体によつて行われ、または
将来行われる、現実の危険に關する具
体的な調査、証拠の収集を目的として
おるのであります。特定の個人または

は特定の団体の思想的な立場というよ
うなものを、調査取締りの対象として
おるものではございません。またその権
限につきましても、個人を逮捕し、あ
るいはこれを拘束するといふような権
限を持たない、かような面からいたし
ましても、往時の特高のごとき態勢に
逆もどりするおそれは、絶対にないも
のと考へておる次第であります。

○鑑査委員 私は本法の審議の最初の
総括質問のときに申し上げたのであ
ります。が、国民の集體的な破壊活動
を規制し処罰するその反面、権利の濫用
を非常におそれる国民の気持ちを察知し
て、この権利の濫用をやつた者に対す
る処罰規定がない、こう申したいのであ
ります。政府委員は、いやそれは刑法の規
定あるいは懲戒等の規定があるという
御答弁でありました。しかし私どもが
刑法の規定で懲戒等の他は処罰でき
るじやないか、そういうことで、別に
こゝういふ刑事規定をここに置かないで
いいじやないかという質問に対して
は、刑法の規定は、それは個別的な個
人に対する処罰であつて、集體的な規
定じやないのであるからという御答弁
であつたのであります。ところが私が
心配したことが、どうも早稲田大学の
例の事件に順次現われて来たと思ふの
であります。これは法務總裁もお調
べになつておると存するのであります
が、まことに意外な行動でありまし
た。私どもが警察官なるものを信用で
きない見本みたいなものが出現した。
まだ破壊活動防止法がでないうちに
に、ああいうものが現われて来たので
あります。そこで一体日本の、これは
政府のみならず国民もそうであります
が、官尊民卑の思想が今日まで瀰漫い

たしておりました。役人のやることは
正しく、国民のやることはけしからぬ
といふ、そういう基準から、役人の越
権行為に対する制裁といふものは、ま
ことに少い。ところが早稲田事件の上
うなものを見ますと、これは実に言
道断であります。そこでこの事件に對
しましては、法務府は毅然たる態度で
もつて、その処罰すべきものは処罰し
てもらふねと、私ども枕を高くして眠
ることができない。そこでこれは当委
員会においても調査をされることであ
ります。それから、事実關係につきま
しては、その際明らかにすることいたし
まして、この警察の行動、これに對し
て、どこまで責任が及ぶのであるか。刑法
の職權濫用罪は、事実ある警察官個人
がある職權濫用をやつた場合を想定し
て規定しておるのであります。警察
組織といつたしまして、ある長官の命令
によりまして、ああいう行動を起した
場合、これは破壊活動防止法によりま
するならば、扇動、教唆、予備、陰謀ま
でみな処罰せられてゐるのであります
が、ああいう職權濫用の警官の団体行
動に對しましては、どの範囲まで、こ
の責任が及ぶのであります。これは
かりにあの早稲田大学の事件の當時の
警察官が、職權濫用したといつたし
まして、彼らのつづ込んで行つたとい
うのは、長官の命令でつづ込んで行つ
たのだ、そういう場合にはどこまでが
この範囲になりますか、この破壊活動
防止法には広くある事件に關しまする
教唆、扇動、あらゆるものを処罰いた
してありますが、ああいう職權濫用罪
といふものは、いかなる範囲が処罰さ
れるのか、その命令系統のどの辺まで
が、責任を負うのであります。それ

をひとつ明らかにしていただきたいこ
とと、ついでに申し上げますが、職權濫
用の基準であります。警察官等職務執
行法の第七條には、われ／＼国会にお
いて審議したのであります。これは
嚴重なる審査のもとに職權濫用をしな
いこと、武器の使用については、最大
限の注意をすることこの法案ができ
ておることは、御承知の通りでありま
す。そこで一体その警察官等職務執行
法第七條を基準にして、あの早稲田事
件の責任を追及されるのであるかど
うか。その点をお答へ願ひたい。これは
法務總裁にお尋ねいたします。

○吉河政府委員 ただいま刑事上の問
題につきまして、御質疑がありまし
た。具体的な事実の調査をまつて、は
たして刑事上の責任がありやいなやを
解決すべき問題と考へております。

○鑑査委員 具体的な事実は、当委員
会の審査をもつて言うのであります
が、もう新聞にもあらゆる機関に報道
されておるのであります。されておるの
が、あつたといふことは、私は所定しま
せん。ただ法理論として、この破壊活
動防止法を今審議してゐる際でありま
すから、私は劈頭からその点を憂慮し
ておる。この点にかんがみまして、あ
れが職權濫用であると、かりにしたな
らば、どういふ範囲まで責任が及ぶの
であるか、及び職權濫用の認定は、警
察官等職務執行法第七條でやるのであ
るかどうか、その点を私は法務總裁に
お尋ねしてゐるのであります。

○本村國務大臣 この事案につきまし
ては、ただいま檢察庁においてせつか
く調査中でありまして、そうしてただい
まお尋ねのような行為があらまされ
ば、もちろん法規によつてこれを処置

することは当然であります。そこで指揮官の問題でありますが、これは指揮のもとに警官がここに働いて、これが現実に行われたということになれば、むろん共犯の規定の適用があることは当然であらうと、こう考えます。

○猪俣委員 しかればなお確めておきますが、その指揮系統は共犯の規定によつて、事実のあつた職権濫用が行われたならば、処罰する。そうするとあの指揮系統となりますと、警視總監は、それに入りますか入りませんか。

○木村国務大臣 具体的事実はおわかりません。今調査中であります。

○猪俣委員 それからいま一つの私の質問の点、人権蹂躪、不法なる侵害があつたという基準は、警察官等職務執行法第七条の精神から、これを観察すべきものであるかどうかということ、法務総裁の責任として御答弁願いたい。

○木村国務大臣 お答えいたします。まさにその通りであります。

○猪俣委員 いま一点。この破壊活動防止法は、政府におかれても十分御理解のよう、非常に輿論の反響がありまして、学術団体、文化団体からみな反対されておる、労働組合がまず先になつて反対しておる。それは人権蹂躪事件が起るんじゃないかという心配からであらうと思つております。そこで聞くところによりますと、法務府にありますが、人権擁護局を何か改組し、あるいは縮小し、あるいは廃止するといふような説が巷間あるのではありませんか。これはまた逆のコースじゃないか。こういう法案を一方で用意されるならば、そうして政府が答えるがごとく、正当な行為、正当な労働運動を

弾圧するものじゃないということが真意でありますならば、これを救済することについての万般の法案を考えなければならぬ。今法務府にありますが、微弱なる人権擁護局のごときを、何層倍か特務局の拡張よりもなおよけい、これを拡張して充実するといふ

—ほんとうに政府の答弁のごとき精神であるならば、その方向に向かなければならぬと思ふ。しかるに答弁だけは、決して人権蹂躪はしない、決して正当な行動を弾圧するのじやないといふながら、ただ一つ政府機関として存在しておるに過ぎない成績をあげておられます。人権擁護局を、逆に廃止してしまふといふことは、われわれの疑い

をます。強める、これはどういふ趣旨でこういう際にかようなことを起されたのか、ことに早稲田事件のような

「われわれから見るならば、あれは暴徒であります。警察官というた官服を着た暴徒である。あゝいう事件があるに、この人権擁護局を縮小するがごときことに至りましては、理解に苦しむのであります。さういふ意図があるのかないのか、それをお答え願うとともに、この人権擁護局をなお拡張して、これをほんとうの政府が公正なる取締りをするための用意といひまして、これを拡張する意思がないか、これをお尋ねいたします。

○木村国務大臣 お答えいたします。私の考えでは、人権擁護といふような機関は、むしろ民間でやるべきものと考えております。御承知の通り、私も多年在野法曹として人権擁護のために邁進して来たつもりであります。従いまして私の構想といひましては、せつかく日本弁護士連合会というよう

な大きな組織体ができおるのであります。今後この団体がますます発展向上して行くものと確信して疑いませぬ。従いまして日本弁護士連合会において人権擁護委員会をつくつて、そして十分の活躍をいたすことが、私は最も望ましいことと考えております。

私も第一東京弁護士会において、人権擁護委員会をつくりまして、この委員会が非常に効果的に成績をあげておるといふことは、現実の事実であります。従いまして現在の法務府にある人権擁護局、これを決して人員的に縮小するといふことを考えておりません。

ただ局を課に直しまして、現実的にそれを十分の効果あらしめるように処置し、その他質的方面において十分な機能を發揮するように行きたい、こう考えております。従いまして日本弁護士連合会は、独自の立場において、何ら官庁の指示を受けることなく公正にこれを取上げて、そうして法務府の人権擁護の係の者と相連繫して行けば、十分にその目的を達し得るものと私は考えておる次第であります。

○猪俣委員 民間の団体におきまして、さういふ人権擁護の機関の存在の必要は申すまでもありません。自由人権協会もありますし、これは民間じやないかしれませんが、院内におきましても人権擁護議員連盟もできておるのであります。しかしそれとおの／＼活動の範囲、あるいは目的、あるいはやり方といふものが違つておる国家機関といふものも、必要だと思つておる。まして、今あなたは縮小する意思はないが、局を課に直すんだ、こういうやうなことは私は常識上縮小だと考える。局を課に直して、それが縮小じや

ないといふやうな御説明は受取れぬのであります。それから実際問題といひまして、私も弁護士会に所属いたしまして、人権擁護問題では活動して来たのであります。が、一体困るのは予算であります。この予算が十分なければ、こういう問題は調査できないことは明らかである、今弁護士会が相当の成績をあげておることは認めますけれども、これはまだ人権擁護のためにもつと活動しなければならぬのであります。予算関係に縛られておつて、いろいろ弁護士会に実情を聞いてみても、予算がない。それはあなたがよく御存じだろふと思ふのであります。そういうのに、これにまかせるからと申しまして、そうしてこの国家の予算で活動しております局を課にするといふことは、どうも人権擁護の機構がそれだけ縮小すると私も心配する。しかればもし日本弁護士連合会にまかせるという御趣意であるならば、国家予算を一体それに支給する方があるかどうか承りたい。

○木村国務大臣 局を課に直しても、人員その他の点においては少しもかわりはないのであります。それだけははつきり申し上げておきます。しこうして弁護士会においての活動の点、金の問題、もとより私も、同感であります。金の不足しておることは事実であります。しかしながら私は、今後これを大きく取上げて行きますれば、民間から相当の金は集まるものと考えております。政府から予算をもらつて、そして政府の機関というやうな考え方はこれは行くまい。民間が民間自体として民間の手においてこれを取上げて、そうして政府の役人において不届

きなことあらば大いに鼓を鳴らしてこれを問うということが理想的であると考へております。

○田島(好)委員 質疑終局の動議を提出いたします。

ただいま議題となつておりますところの破壊活動防止法案外二案につきましては、去る四月の二十四日以来連日慎重審議を重ねて参りました。その間それ／＼二日間におたりまして公聴会、労働委員会との連合審査会を開催いたしました。審議に全力を期したのであります。が、見渡すところ、質疑もおむね盡きたやうでありますから、これをもちまして質疑を終局せられんことを望みます。

○佐瀬委員 ただいま田島好文君より提出されました質疑終局の動議に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○佐瀬委員長 起立多数。よつて破壊活動防止法案外二案に対する質疑は終局することに決しました。

本日の議事はこれにて終了いたしました。次会は明後十五日午前十時より開会いたします。

午後二時二十三分散会

昭和二十七年五月二十三日印刷

昭和二十七年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所